

8. 参考資料

(1) 策定経緯

本計画は、以下の検討及び協議などの過程を経て策定しました。

日 付	項目・名称	主な議題や内容
2025 年 (令和 7 年) 2 月 21 日	第一回庁内検討委員会	・都市計画と都市計画マスタープランの概要 ・大子町の特徴 ・まちづくりの課題 ・まちづくりの将来像
2 月 28 日	第一回策定委員会	
5 月 12 日	茨城県都市計画課 下協議	・計画素案
6 月 17 日	茨城県連絡調整会議 (書面開催)	・計画素案
7 月 3 日	第二回庁内検討委員会	・分野別方針 ・実現方策 ・計画素案
7 月 9 日	第二回策定委員会	
●月●日～ ●月●日	パブリックコメント	・計画素案
●月●日	第三回庁内検討委員会	・茨城県関係部署との協議結果 ・パブリックコメントの実施結果 ・計画案
●月●日	第三回策定委員会	
●月●日	大子町都市計画審議会	・計画案
●月●日	計画策定・公表	

(2) 庁内検討委員会での検討

本計画は、都市計画やまちづくりに関わる庁内関係部署の意見や情報を踏まえて策定するため、以下の要綱の定めにより庁内検討委員会を設置して策定しました。

大子町都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

令和7年1月24日

訓令第1号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく大子町都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の策定に必要な事項を検討するため、大子町都市計画マスタープラン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、副委員長は建設課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) まちづくり課長
- (3) 財政課長
- (4) 観光商工課長
- (5) 福祉課長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 消防長

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(3) 策定委員会での検討

本計画は、都市計画やまちづくりに関わる専門知識を有する者や地域のまちづくりに関連する者などの意見や情報を踏まえて策定するため、以下の要綱の定めにより策定委員会を設置して策定しました。

大子町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成15年3月31日 告示第24号
令和7年2月6日一部改正 告示第7-4号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により大子町都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、大子町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、マスタープランの策定について必要な事項を検討し、又は協議を行い、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内関係団体の代表者等
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町の職員

第3条の2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する掌握事務が完了する日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和7年2月6日から施行する。

大子町都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

区 分	細区分	氏 名	所属及び役職	備 考
町議会議員	－	飯 村 剛	大子町議会議員 総務経済委員会委員長	委員長
	－	川 井 正 人	大子町議会議員 文教厚生委員会 委員長	大子町観光協会会長
町内関係団体	区長会	小野瀬 昭一	大子町区長会副会長	職務代理者
	商工会	大 藤 博文	大子町商工会会長	
	観光関係者	二 方 則 安	(一社)大子町振興公社 常任理事兼事務局長	
	まちづくり団体	齋藤 真理子	NPO 法人まちの研究室 事務局長	
	医師会	福 田 祥 江	(医)保内郷厚生会 保内郷メディカルクリニック 外来看護師長	茨城県水郡医師会 大子町議会議員
	社会福祉協議会	松 川 明 子	(福)大子町社会福祉協議会 主任	
	教育関係者	長 山 芳 子	大子町学校長会会長	令和 6 年度 大子町立上小川小 学校校長
		清 水 洋 太 郎		令和 7 年度 大子町立だいご小 学校校長
	茨城県	堀 江 義 明	茨城県常陸大宮土木事務所 大子工務所長	令和 6 年度
		寺 門 正 裕		令和 7 年度
学識経験者	－	渡 邊 和 行	大子町都市計画審議会会長	大子町教育委員会 委員 大子町行政連絡区 長
町職員	－	赤 津 康 明	大子町副町長	大子町都市計画マ スタープラン庁内検 討委員会委員長

(4) 住民参加

本計画は、都市計画やまちづくりの分野に関する基本的な方針を策定するものであるため、「大子町パブリック・コメント手続に関する要綱」における第3条第1号に相当すると見られます。

このことから、都市計画やまちづくりに関し、町民などの町政への参画を促すとともに、施策などの策定過程における公正性の確保や透明性の向上を図り、町民などと行政との協働の推進のため、意見及び情報の聴取を経て策定しました。

パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

パブリックコメント実施概要

案件名	大子町都市計画マスタープラン（素案）	
意見募集	2025 年（令和 7 年）●月●日～●月●日	
意見数	●件	
主要な意見と 対応など	意見の要旨	意見に対する考え方・修正などの内容
	● ●	● ●
	● ●	● ●

大子町パブリック・コメント手続に関する要綱（※一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町民等の町政への積極的な参画を促進するとともに、町の基本的な施策等の策定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民等と行政との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

（対象）

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる町の基本的な施策等（以下「施策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）町の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針等の策定又は改定
- （2）町政に関する基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改定
- （3）町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改定
- （4）前3号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続を実施することが必要であると実施機関が認めるもの

第8条 実施機関は、施策等の案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条の規定により提出された意見等を考慮するものとする。

2実施機関は、前項の規定により施策等の案に係る最終的な意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、大子町公文書公開条例（平成9年大子町条例第19号）第9条各号に該当するものは除く。

- （1）提出された意見等の概要
- （2）提出された意見等に対する実施機関の考え方
- （3）施策等の案を修正した場合における当該修正の内容

3実施機関は意見等を提出した者への個別の回答は行わないものとし提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめた上で公表するものとする。